

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市鍛冶町三丁目2番47号

氏名 株式会社有田屋 代表取締役 佐藤 彰

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 佐々木 隆



許可の年月日 令和 3年11月 7日

許可の有効年月日 令和 8年11月 6日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物

- ・金属くず（自動車等破砕物を除く。）
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり

以下余白



3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年11月 7日 当初許可

平成 8年11月 7日 更新許可

平成 8年11月22日 事業範囲の変更許可（金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器く
ず（石膏ボード）の積替え保管施設を追加したこと。）

平成13年11月 7日 更新許可

平成18年11月 7日 更新許可

平成23年11月 7日 更新許可

平成24年 9月12日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃酸、廃アルカリを追加し
たこと。）

平成28年11月 7日 更新許可

令和 3年11月 7日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

別表（積替え・保管施設の概要）

【選別施設の概要】

設置場所	保管面積 (m ²)	構造
岩手県北上市上鬼柳5地割 35番1	216	屋外分別ヤード
岩手県北上市上鬼柳5地割 35番1	160	建物内分別ヤード

【保管施設の概要】

設置場所	保管面積 (m ²)	産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限 (m ³)	積み上げることができる高さ (m)
岩手県北上市 上鬼柳5地割 35番1	103	金属くず	121	3.25
	50	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)	24	(建屋内)

以下余白